



埼玉県発行

○ⅠC免許証記載内容確認装置の 賃貸借に係る一般競争入札の公

(高校教育指導課)

八

の指定

秩

<u>±</u> 土,

(熊谷県 父県

目

次

管理規程

○公営企業管理者等を名あて人と 例に関する規程 様式における敬称の取扱いの特 する埼玉県公営企業管理規程の

(公営企業・総務課)

示

○特定非営利活動法人の定款の変 更に係る公告

○使用料及び手数料収納事務委託 (北部振興本庄事務所)

○さいたま新産業拠点(SKIP (精神保健福祉センター)

の随意契約に関する公示

(産業技術総合センター)

シティ) A1街区維持管理業務

○埼玉県産業技術総合センター使

○主要農作物奨励品種等の採用

○土地収用法による事業認定 (米づくり改革支援室) 用 地 課

廃止

用料徴収事務委託

○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)

○都市計画に関する公聴会の開催 (都市計画課)

○越谷都市計画事業吉川中央土地 区画整理事業の事業計画の変更

○上尾市原市北部第二土地区画整 認可 理組合の定款の変更認可

○越生町西和田・河原山土地区画 の届出 整理組合の理事の氏名及び住所

○富士見都市計画事業三芳町藤久 計画の変更認可 保第一土地区画整理事業の事業

○開発行為に関する工事の完了公

○県立学校間ネットワークシステ ム等に係る運用保守業務委託の

○建築基準法に基づく道路の位置

管理規程

○開発行為に関する工事の完了公

(東松山県土)

(会 計

課

0

告

(行田県土)

○埼玉県教育委員会定例会の招集

(教委・総務課)

○開発行為に関する工事の完了公

兀

平成二十年五月十六日

六

敬称の取扱いの特例に関する規程

六

式の規定の適用に当たっては、当分の間、これらの規定中当該名あて人に付されて

公営企業管理者又はその補助機関を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様

公営企業管理者等を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式における

埼玉県公営企業管理者

樋

 \Box

いる「蕪」はこれが付されておらず、かつ、当該名あて人の上に「(みハ先)」と

ただし、これによることが適当でないと公営企業管

七

記載されているものとみなす。

理者が認めたものについては、この限りでない。

 \equiv

三

般競争入札に関する公告

埼玉県公営企業管理規程第十六号

四 の取扱いの特例に関する規程を次のように定める。

公営企業管理者等を名あて人とする埼玉県公営企業管理規程の様式における敬称

(市街地整備課)

(建築指導課)

七 七 七

この規程は、

2 この規程の施行の際現に埼玉県公営企業管理規程の様式の規定に基づき作成さ

1 公布の日から施行する。

れている用紙は、 当分の間、 使用することができる

-1 -

埼玉県告示第六百八十三号

平成二十年五月十六日

与することを目的とする。

埼玉県知事

上. 田

清 司

地方自治法施行令

埼玉県告示第六百八十二号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、 非営利活動法人から、 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 公告する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第五項において 次のとおり申請書 三

用する方法(埼玉県NPO情報ステーシ 備え置く方法並びにインターネットを利 部地域振興センター本庄事務所において 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北 予算書を申請のあった日から二月間 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 びに当該定款の変更の日の属する事業年 /))により縦覧に供する。 なお、当該申請に係る変更後の定款並 (http://www.saitamaken-npo.net 県

> 平成二十年五月七日 申請のあった年月日

> > | 健福祉センター| 埼玉県立精神保

代表取締役 森 嶬株式会社ニチイ学館東京都千代田区神田晩

駿河台二丁目九番地

成二十年六月月一日から平 平成二十年

三十日

[まで

施設の名称

受託者の住

所、

名称及び代表者氏名

委託

期

間

- 特定非営利活動法人ワクワクボード 特定非営利活動法人の名称
- 代表者の氏名

奈良橋

兀 主たる事務所の所在地 本庄市けや木一丁目二十六番十八号

S T ビ ル 二 階

Ŧi. この法人は、少子高齢化社会にあっ 定款に記載された目的

て、安心して老後を迎えることができ

通じて、より良い地域社会の推進に寄 を支援するサービスを提供することを 高齢者及び障害者等の市民の生活自立 の実現のために、市民が求める福祉に る充実した社会保障制度及び地域社会 ついて調査、研究、提言するとともに

埼玉県告示第六百八十四号

の相手方を決定したので、 示する。 適用を受ける調達について、 WTOに基づく政府調達に関する協定 次のとおり公 随意契約

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清

購入等件名及び数量

A1街区維持管理業務 | "共

契約に関する事務を担当する部局の

2

営担当 埼玉県産業技術総合センター管理運 埼玉県川口市上青木3丁目12

随意契約の相手方を決定した日

口市上青木3丁目12番63号 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社スキップシティ 平成20年 4 月 1 日

埼玉県川

司

契約金額

さいたま新産業拠点(SKIPシティ) 6

名称及び所在地

契約の相手方を決定した手続 234,832,500円

随意契約とした理由 随意契約

の調達手続の特例を定める政令第10条 地方公共団体の物品等又は特定役務

第1項第1号に該当

埼玉県告示第六百八十五号

同表の下欄に掲げる期間委託した。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ 次の表の上欄に掲げる施設の使用料の徴収事務を、 同表の中欄に掲げる者に、

平成二十年五月十六日

同表の中欄に掲

埼玉県知事 上 \mathbb{H} 清 司

埼玉県知事 上 田 清 司

げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十年五月十六日

次の表の上欄に掲げる施設の使用料及び手数料の収納事務を、

(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定によ

口

廃止した理由

に限る。)	車場以外の注車 駐車場(指定駐	総合センターの	埼玉県産業技術	施設の名称
	代表取締役社長 横田 真理也	株式会社スキップシティ	川口市上青木三丁目十二番六十三号	受託者の住所、名称及び代表者氏名
	月三十一日まで	から平成二十一年三	平成二十年四月一日	委託期間

埼玉県告示第六百八十六号

のとおり公表する。 主要農作物の県奨励品種等について次

平成二十年五月十六日 埼玉県知事

田

清

司

奨励品種の廃止 廃止した品種

水稲うるち「あかね空

及を図ってきたが、他品種への転換 く減少し、今後も増加する見通しが が行われたことから作付面積が著し 良質・良食味の中生品種として普

準奨励品種の採用

採用した品種 水稲うるち「さけ武蔵

普及を図ってきたことにより、 まで本県酒造好適米の主力品種であ った「若水」から品種転換が行われ 採用した理由 本県育成の酒造好適米品種として 、これ

廃止した品種

口

5 一への品種転換が行われたことか 作付の見込がない 「さけ武

埼玉県告示第六百八十七号

十九号。以下「法」という。)第二十条 のとおり告示する。 の規定により事業の認定をしたので、 土地収用法(昭和二十六年法律第二百 次

起業者の名称

埼玉県知事

田

清

司

平成二十年五月十六日

事業の種類

事業 (仮称) 瓦葺コミュニティ施設整備

三 起業地 収用の部分

今後作付の拡大が見込

準奨励品種の廃止

水稲うるち「若水」

てきたが、本県育成品種 廃止した理由 酒造好適米品種として普及を図っ

能力) 同条第二号要件(起業者の意思と

十条第一号の要件を充足すると判断

業を遂行するための十分な意思と能 り、事業遂行について既に法的及び 力を有していると認められる。 経済的措置を講じており、本申請事 したがって、本件事業は、 本申請事業の起業者は上尾市であ

性 同条第三号要件

上尾市は、 おくるまち」をスローガンと 「あなたに げんき

得られる公共の利益

字梶ヶ谷戸地内 埼玉県上尾市大字瓦葺字古川及び

使用の部分

事業の認定をした理由 法第二十条第一号要件 (収用適格

四

は、法第三条第三十二号に規定する 備事業 (以下「本件事業」という。) 業である の用に供する施設」の整備を行う事 「地方公共団体が設置する公園、 したがって、本件事業は、 運動場、 (仮称) 瓦葺コミュニティ施設整 墓地、 市場その他公共 法第二 広

十条第二号の要件を充足すると判断 (事業計画の公益

置づけている。

あり、特に高い経済的価値は認め 程度存するものと認められる。 より得られる公共の利益は、 環境等への影響(失われる利益 起業地の現況は雑種地及び畑で したがって、 本件事業の施行に

目標として掲げている。 に行われるための施設整備を整備 世代が地域社会に戻ってくると見 えた地域コミュニティ活動が活発 て、地域スポーツ・レクリエーシ し、今後高齢者が増加し、 ョン施設の新規整備及び世代を超 合計画―後期基本計画―」におい を初年度とする「第四次上尾市総 込まれる状況の下、平成十八年度 団塊の

せられており、これを受けて上尾 民から、スポーツ施設・公園など る。このため、当地区の多くの住 他地区に比較して高くなってい 放による運動施設の利用率は同市 まとまった広さの運動場及び公園 総合計画―後期基本計画―」に位 市では、 の施設整備を求める要望が市に寄 おり、当地区における学校施設開 が同市他地区に比較して不足して 原市地区(大字瓦葺を含む)では、 ィ施設整備事業を「第四次上尾市 方、上尾市の南東に位置する (仮称) 瓦葺コミュニテ

埼玉県告示第六百八十九号

都市計画法

見されなかった。 業地内に保護上重要な動植物は発 者が、起業地に隣接する上尾伊奈 際に行った環境影響調査では、起 斎場つつじ苑整備事業を実施した 定める対象事業に該当せず、起業 玉県規則第九十八号)別表第一に 響評価条例施行規則(平成七年埼 また、本件事業は埼玉県環境影

ととしている。 上尾市教育委員会との協議を行 財包蔵地に該当するが、起業者は 十四号)に基づく周知の埋蔵文化 い、記録保存等の措置を講じるこ さらに、起業地の一部が文化財 (昭和二十五年法律第7

り失われる利益は軽微であると認 められる。 と認められ、本件事業の施行によ よる環境等への影響は軽微である したがって、本件事業の施行に

(3)葺を含む) 内の住民福祉向上のた 事業計画の合理性 本件事業は、原市地区 (大字瓦

めに施行するものであることか

認められる。 る対象地として優れていることが る起業地が最も本件事業を施行す 辺の環境、交通の利便性、造成等 ら、同地区内で施行できる候補地 検討を行ったところ、本申請に係 の難易度等について総合的に比較 を選定し、土地の規模・形状、 として、同地区内に五か所の土地 周

認められる。 なお、事業計画の内容も適正と

条第三号の要件を充足すると判断さ るものと認められるので、法第二十 地の適正かつ合理的な利用に寄与す 以上のことから、本件事業は、 土.

二 同条第四号要件 ことの必要性 (1)事業を早期に施行する必要性 (土地を収用する

消するとともに地域住民の要望に る高齢化社会における健康増進に 対応するものであり、進みつつあ 較して遅れている地域スポーツ・ レクリエーション施策を早急に解 本申請事業は、市内他地区に比

> に土地を収用する必要が認められ わめて大きい。したがって、早期 は大きく、公益に資することはき ることとなり、住民の受ける利益 急避難場所としても大いに寄与す 化させるとともに災害発生時の緊 い、地域コミュニティ活動を活発 業などを通じて様々な年齢層が集 寄与し、本施設での遊びや園芸作

(2)の別の合理性 起業地の範囲及び収用又は使用

と認められる。 発揮のために必要な範囲内である られており、 行するための必要最小限にとどめ 起業地の範囲は、 本件事業の公益性の 本件事業を施

られるので、 収用する公益上の必要があると認め 囲にとどめられていることから、 件事業の用に恒久的に供される範 したがって、本件事業は、土地を も合理的であると認められる。 収用又は使用の範囲の別について また、収用の範囲は、すべて本 法第二十条第四号の要

> Ŧi. る図面の縦覧場所 法第二十六条の二第二項の規定によ 件を充足すると判断される。 上尾市環境経済部環境政策課

埼玉県告示第六百八十八号

流出抑制施設の設置等に関する条例 ると認めたので、 成十八年埼玉県条例第二十号) 項の規則で定める技術的基準に適合す 次の雨水流出抑制施設は、 告示する。 埼玉県雨水 第五条第 棄

埼玉県知事

上 田

清 司 平成二十年五月十六日

許可番号

の区域 雨水流出抑制施設の敷地である土地 第二〇〇七一六〇一〇号

外三十二筆 伊奈町大字小室字天神前 一〇四七四

トル 容量 雨水流出抑制施設の容量 三〇四〇・四〇九六立方メー

間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所 都市計画の種類及び名称、 別記一のとおり 公聴会の期日、 時間及び場所、 公述申出書の提出期

公述申出書の様式

に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する

(昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一

項の規定により、

都市計画

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司 別記二のとおり

別記一

埼玉県都市整備部都市計画課イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号三 公聴会に関する問い合わせ先

電話○四八—八三○—五三三七

_	番号	
草 加	区域名	
三八草鄉加市市市市	市町村名	
京 発 及 び 保 は 区 が の 整 備 、 関 と の を の を の を の の を の の の の の の の の の の の の の	類及び名称	
ら 十日午後二時か か	期日及び時間公	
大会議室 完郷市役所七階	場会所	
日まで 二十年五月三十 日まで 日まで 五月三十	提出期間	
課整備部市計画課、 京都市 報本 市都 市都 市都 市都 市都 市都 市	提出書出	
日まで 日まで 五月三十	閲覧 期 間 都市計画	
三郷市まちづく 市整備部 市都市計画課、草加市都市計画課、 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」 「中華」	閲覧場所	

KH) ----H **Ⅲ**

計画 出ます。 の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し 侢 П 日付け埼玉県報に登載された

伻 田

Ш

蔟

埼玉県知事

公述申出人

Ĥ 严

天 1/4

連絡先 (電話番号)

併 嚮

凝 牃

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」 記載上の注意

(1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ

(2) かい書で、横書きにしてください。

埼玉県告示第六百九十号

認可したので、次のとおり公告する。 り土地区画整理事業の事業計画の変更を 百十九号)第三十九条第一項の規定によ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第

平成二十年五月十六日

組合の名称 埼玉県知事 田 清 司

事業施行期間 吉川市吉川中央土地区画整理組合

平成八年八月十三日から

平成二十六年三月三十一日まで

施行地区

三

吉川市大字吉川字堤外、字落下の各

吉川市大字吉川字下道下、

Ī

吉川市大字平沼字佐左ェ門切、 字上町張、字沼辺の各一部 部 字勝

松川の各一部

吉川市大字関字沼田、

大字中井字小

Ξi

設立認可の年月日

昭和六十三年十二月十三日

字井掘添、

字曽根通の各

四 事務所の所在地

吉川市大字吉川三三九番地

Б. 平成八年八月十三日 設立認可の年月日

六 平成二十年五月十六日 変更認可の年月日

埼玉県告示第六百九十一号

り土地区画整理組合の定款の変更を認可 百十九号)第三十九条第一項の規定によ したので、次のとおり公告する。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第

組合の名称

埼玉県知事

田

清

司

平成二十年五月十六日

上尾市原市北部第二土地区画整理組

事業施行期間

平成二十二年三月三十一日まで 昭和六十三年十二月十三日から

施行地区

耕地、字十一番耕地、字十二番耕地、 字十三番耕地及び字十八番耕地の各 上尾市大字原市字九番耕地、 字十番

字中道

兀 事務所の所在地

役所都市整備課内 上尾市本町三丁目一番一 号、 上尾市

六 変更内容

番地一」と変更する。 内」から、 目一番一号、上尾市役所都市整備課 事務所の所在地を「上尾市本町三丁 「上尾市大字原市二二四〇

変更認可の年月日 平成二十年五月十六日

七

- 6 -

神

邉

西和田二三七番地

久保

同

一四四番地

井

埼玉県告示第六百九十二号

越生町西和田・河原山土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったの 土地区画整理法 次のとおり公告する。 (昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により

宮

長 長 長

谷 島 島

同 同

同 同

一五七番地

寛次郎

越生町

大字西和田四三六番地

夫

同

○二番地

宮

田崎

同同

同同

||三|||番地 一五三番地六

吉

Щ

登美男 精 福 治

同

同

同 同 同 同

一八九番地

平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

した理事の氏名及び住所

所

同 越生町大字西和田三二一番地 同 越生八二三番地二 同 三〇九番地三

石

寛次郎 夫 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 四三六番地 八七七番地 一五七番地 一六四番地 ○二番地

島

秀

木

敏

就任した理事の氏名及び住所

宮

同

同

三三番地

三

一五三番地六

一八九番地

長

宮

精 福 芳

同

同同

同同

山 田

登美男

同

利

貴 勝 理 同 越生町大字西和田三二一番地 同 越生八二三番地二

同 同 同 同 同 西和田二六九番地 同 三七番地

同 同 同 同 八七七番地 一六四番地 一四四番地

小久保

鈴

同

敏

同

埼玉県告示第六百九十三号

百十九号)第三十九条第一項の規定によ を認可したので、 土地区画整理法(昭和二十九年法律第 平成二十年五月十六日 土地区画整理事業の事業計画の変更 次のとおり公告する。

組合の名称 埼玉県知事 上. 田 清 司

許可番号

施行地区 平成二十四年三月三十一日まで 平成十年十月二十七日から 事業施行期間 三芳町藤久保第一土地区画整理組合

三芳町大字藤久保字富士 字東の各一部 塚、 字俣

几

五. 設立認可の年月日 三芳町大字藤久保七七九番地 兀

事務所の所在地

平成二十年五月十六日 変更認可の年月日

平成十年十月二十七日

六

埼玉県告示第六百九十四号

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画 公告する。 法 (昭和四十三年法律第 次 百

平成二十年五月十六日 埼玉県知事 上 田 清

司

検査済証番号 指令杉整第一九〇一九三〇号 平成二十年二月二十一日

三—一、三四三—二、三四三—三 開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年五月九日第十号 北葛飾郡杉戸町大字遠野字前田 风

 \equiv

代表取締役 開発許可を受けた者の住所及び氏名 有限会社 千葉県柏市豊四季二六五番地 サンケーホーム 小室

埼玉県告示第六百九十五号

の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第 次 百

許可番号

平成二十年五月十六日 埼玉県知事 田 清

司

平成二十年四月二十八日 指令行整第一八〇〇九一二号

兀

検査済証番号

開発区域に含まれる地域の名称 平成二十年五月九日第十一号

三

九七二—一、一九七三—一、一九七四 九六九、一九七〇、一九七一—一、一 北埼玉郡北川辺町大字麦倉字大島一

開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番

株式会社 デイリーヤマザキ

2

代表取締役 田嶋

誠

埼玉県告示第六百九十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

般競争入札に付する。 平成二十年五月十六日

埼玉県知事 上 田 清

司

購入等件名及び数量

県立学校間ネットワークシステム等運用保守業務委託 | "共

調達案件の仕様等

2

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期間

平成20年8月1日 (金) から平成21年7月31日 (金) ずる

削除があった場合、当該契約は解除する ただし、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は

履行場所

埼玉県教育委員会、埼玉県立総合教育センター深谷支所及び埼玉県立学校179

入札方法

端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

> ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること

- 計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。 格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「電子 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出 物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領 (平成19年3月27 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること
- (5) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること
- 本件と種類及び規模をほぼ同じくする業務の実績を有する者であること
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明し

た者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

- 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

048-830-6773 (直通) 立学校部高校教育指導課県立学校口推進担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県 小川 剛、植村 ₩ |

入札説明書及び仕様書の交付方法

2

平成20年5月19日(月)午前9時以後上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号

埼玉教育会館1階103会議

田平平

平成20年7月1日(火)午前11時

郵便による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法

(4)

Y あて先

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課県立学校 IT 推進担当

受領期限 平成20年6月30日(月)午後5時(必着

提出方法

書留郵便によること

ひ

みの街

1

2 契約手続において使用する言語及び通貨 入札保証金及び契約保証金 日本語及び日本国通貨

イ 契約保証金 則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

場合は、免除する。

額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

(3) 入札者に要求される事項

られた場合は、それに応じなければならない。 ばならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求め 平成20年6月23日(月)までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なけれ この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を

ばならない。 入札者は、 上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなけれ

入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ひ る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する人札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

(5) 契約書作成の要否

6) 落札者の決定方法

をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格

低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、

7

行った者を落札者とするか否かを決定する。)。 調査の上該当入札を

手続における交渉の有無

8

競争入札参加資格の付与

(9)

浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、平成20年6月20日 加資格審查担当(電話048-830-5775(直通) (金)午後5時までに必要な書類を添付して、埼玉県総務部入札審査課入札参 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 〒330-9301 埼玉県さいたま市

(10) 支払条件

に支払うものとする 発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

(1) Project for Tender: Consignation of the management services in regard to the Saitama Prefectural Education Center Fukaya and 179 Prefectural Schools. Computer Network System for the Saitama Prefectural Education Bureau,

(2) Time-limit for tender: 11:00 a.m.1, July, 2008. (tender submitted by mail 5:00 p.m.30, June, 2008)

(3) Contact point for notice: High School Education Management Division, Telephone 048-830-6773 Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Prefectural School Department, Education Bureau, Saitama Prefectural

- 9 **-**

埼玉県告示第六百九十七号

調達内容

 Ξ

2

埼玉県知事

上

田

清司

(5)

購入等件名及び数量 IC 免許証記載内容確認装置の賃貸借

IC 免許証記載内容確認装置の賃貸借 一式調達案件の仕様等

ယ

(3) 履行期間

入札説明書及び仕様書による。

1×11/21/14/

平成20年10月1日(水)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、翌年度 以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった 場合、当該契約は解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 入札方法 本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価

を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

競争人札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「物

品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- ・仕様書に基づき納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。 入札書の提出場所等
-) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入 札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度担当 渡邉 電話048-832-0110 内線2244 ファクシミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年6月27日(金)午前10時30

紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

分まで

競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 6 月26日(木)午後 5 時ま ・(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること

(4) 開札の場所及び日時

Ş

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年 6 月27日(金)午前10時45分 - の仲

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 人札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規

契約保証金

場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

3 入札者に要求される事項

それに応じなければならない。 また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、 格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。 書を下記に示す方法で平成20年6月23日(月)までに提出し、競争入札参加資 この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請

- 同システムから確認申請する 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- J る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- 5 契約書作成の要否

6) 落札者の決定方法

をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格

7 手続における交渉の有無

競争入札参加資格の付与

8

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定 | 1 |

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し て、埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号) へ提出するこ

(9) 支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

(10)

Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of the system to verify the description of IC driver's licence
- (2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., June

2008 By mail; 5:00 p.m., June 26, 2008 In person; 5:00 p.m., June 26, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago

十一号 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第七

平成二十年五月八日

第二〇〇〇〇七号

で、 号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県東松山県土整備事務所長 平成二十年五月十六日

亀 井 清 司

許可番号

第一九〇一八九〇号 平成二十年四月二十八日

検査済証番号

兀

三四一五

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字月輪字大堀前

六

開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡嵐山町大字菅谷六八六—五

裕幸

	,,,,,	(===:,==:,)	٠٠, ٠		/IN TIA			- N1 1 0 1 0 1
一 許可番号 南 沢 郁一郎 埼玉県行田県土整備事務所長 平成二十年五月十六日	R発行為に関する工事が完了したの第三十六条第三項の規定により、次計計画法(昭和四十三年法律第百	八号 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十	第 一 号 平成二十年五月九日	指定番号 指 定 年 月 日	る道路の位置指定を次のとおり行った。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十二号	第 一 号 平成二十年四月十七日	指定番号 指 定 年 月 日	る道路の位置の指定を次のとおり行った。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号) 埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十七号
中田 光昭	三 開発区域に含まれる地域の名称平成二十年五月八日第三号二 検査済証番号	指令行整第一九〇〇三〇一号平成二十年四月十八日	一十五、千五百二十八番四、千五百二十九番大里郡寄居町大字牟礼字中道千五百十四番	指定した道路の位置	号)第四十二条第一項第五号の規定によ	号、二一〇六番三号秩父郡横瀬町大字横瀬字六番二一〇六番一	指定した道路の位置	号)第四十二条第一項第五号の規定によ
平成二十年五月二十二日一 日時 高 橋 橋 馬 橋 香	招集する。 埼玉県教育委員会定例会		べ・○○	(単位メートル)道路の幅員	平成二十年五	六・二〇	(単位メートル)道路の幅員	平成二十年五
十年五月二十二日 午前十時 一年五月十六日 高 橋 史 朗	集する。 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり 玉県教委告示第二十八号		九十九・〇六	(単位メートル)道路の延長	·年五月十六日 埼玉県能	七六・三九	(単位メートル)道路の延長	年五月十六日 埼玉県秩
イ 埼玉県社会教育委員の任免について	三 議題 一号 一号	さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 二 場所	代表取締役 新井 弘 株式会社拓新	申請者の住所及び氏名又は名称	埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 川 倫 正	代表取締役(山中)進有限会社(パートナー不動産設計秩父市下影森一一七九番四号)	申請者の住所及び氏名又は名称	埼玉県秩父県土整備事務所長 須 加 和 隆

発 行 日

毎 火曜日・金曜日 週

購読料金

年四万三千 便 料 金 を 含 四 百 円

発 行 者

○四八―八二四―二一一一(代表) さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 県

—二一一一(代表) /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm

埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01

印刷所 さいたま市南区別所三―関東図書株式 ○四八-一八六二—二九〇一

1 会 _ ○ 社

再生紙を使用しています。